

令和元（平成31）年度 指定管理者の管理運営に対する評価シート

		施設番号	19
部	産業経済部	課	農業振興課

1. 指定概要

施設概要	名称	沖之島漁港		建設年	年（大規模修繕 年）	
	所在地	近江八幡市沖島町		利用対象	全市 地域	
	設置目的	①琵琶湖漁業の拠点施設として、また県内漁港の中で有数の水揚げ高を誇る漁港として地域の発展に寄与する。 ②沖島の玄関口として、施設利用者一人ひとりが安心して快適に利用できる施設とする。				
	規模	敷地面積32,435.7㎡（漁港基本施設（護岸、堤防、岸壁など）6,792.5㎡、漁港機能施設（臨港道路、荷捌所用地など）25,632.2㎡）				
	指定管理開始年度	平成18年				
指定管理者	名称	沖島漁業協同組合				
	所在地	近江八幡市沖島町43				
指定管理業務の内容	①維持運営計画の策定に関する業務 ②占用料の徴収に関する業務 ③利用料金の徴収に関する業務 ④施設の使用許可等に関する業務 ⑤施設の維持管理に関する業務 ⑥漁船以外の船舶の係留施設利用の管理に関する業務 ⑦水域施設（航路、泊地）の管理に関する業務 ⑧輸送施設（漁港内道路）の安全管理に関する業務 ⑨外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理（点検）に関する業務 ⑩港内の環境美化等のための管理に関する業務					
指定期間	平成27年 4月 1日 ～ 令和 2年 3月31日 （5年間）					
指定管理料	平成29年度：953千円	平成30年度：953千円	令和元（平成31）年度：960千円	令和2年度：960千円（見込）		
利用料金制	採用している		選定方式	非公募（特例）	応募者数	*****

2. 施設の設置目的の達成に関する取り組み【有効性】

		目標と具体的な取り組み(計画)	令和元(平成31)年度実績	担当課による検証
施設設置の目的達成状況	施設の維持管理業務	①施設等の維持管理に関する業務 ・施設等の維持管理(日常点検、法定点検、定期点検、検査等) ・施設の点検(日常点検、異常発見時の市への報告) ②外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理(点検)に関する業務 ③施設内の環境美化等のための管理 ・港内施設(陸域清掃、水域清掃、ごみの処理) ・廃棄物処理の指導等	○漁港基本施設(護岸、堤防、岸壁、浮桟橋、船揚場)の点検を月1回実施 ○機能施設(臨港道路、荷捌所用地、野積場用地、漁具保管修理施設用地、加工場用地、製氷冷凍冷蔵施設用地、給油施設用地、漁船修理場用地、漁港厚生施設用地、廃棄物処理施設用地、漁港環境整備施設用地、信号灯施設、街路灯関係)の点検を月1回実施 ○街路灯の修繕 ○施設周辺の除草、港内のごみ収集・処分を実施(通年で実施、7月・11月・2月に一斉清掃・除草作業を実施)	(よかったと評価できる事項) 施設の維持管理及び点検を適正に実施された  (改善を要した事項と対応)  (課題)
	(サービス向上策) 施設の運営業務	①維持運営計画の策定に関する業務 ②占用料の徴収に関する業務 ③利用料金の徴収に関する業務 ④施設の使用許可等に関する業務 ⑤漁船以外の船舶等の係留施設利用の管理に関する業務 ⑥水域施設(航路、泊地)の管理に関する業務 ⑦輸送施設(港湾内道路)の安全管理に関する業務	○目標どおり各種施設の維持・運営管理などを適正に実施	(よかったと評価できる事項)  (改善を要した事項と対応)  (課題)
	(提案内容の実施業務) その他の業務 自主事業			(よかったと評価できる事項)  (改善を要した事項と対応)  (課題)

施設設置の目的達成状況	(施設利用状況 利用促進策)		(よかったと評価できる事項)
			(改善を要した事項と対応)
			(課題)

3. 効率性の向上に関する取り組み【効率性】

	前年度実績	令和元(平成31)年度実績	(よかったと評価できる事項)
収支状況	<b>■収入(1,128千円)</b> 指定管理料 953千円 利用料 147千円 組合負担 28千円  <b>■支出(1,128千円)</b> 人件費 228千円 光熱水費 567千円 修繕費 83千円 委託料 250千円	<b>■収入(1,053千円)</b> 指定管理料 960千円 利用料 75千円 組合負担 18千円  <b>■支出(1,053千円)</b> 人件費 228千円 光熱水費 575千円 委託料 250千円	(よかったと評価できる事項)
			(改善を要した事項と対応)
			(課題)

4. 利用者の満足度調査等【有効性】

実施内容・時期	沖島の住民の多くが組合員であり、同施設の利用者であるため、利用者のニーズや満足度は同組合が把握している
評価頂いている内容	身近な組合が管理者であることや定期的な点検を実施することで、利用者のニーズに対して迅速な対応ができています
苦情・意見等	苦情などは特になし

5. 指定管理業務に関して、指定管理者から市への要望

なし
----

6. 指定管理者の自己評価コメント

当組合は指定管理者として施設の管理を実施するにあたり、利用者に安全・安心に利用していただくための管理を第一に考え、施設周辺一帯の整理整頓美化に努め、また適切な日常点検、清掃、利用管理業務を行いました。また老人会その他地元の皆様のご協力をいただき、一斉清掃、一斉除草作業を行いました。結果今年度は大きな問題なく終了できました。今後も引き続き円滑な施設運営を実施していこうと考えております。

7. 所属の総括コメント

利用者が自ら生業である漁業に利用する施設であることから、効率的かつ適正な維持管理・運営が行われている。また、漁業を営む立場から湖面清掃等水環境などにも配慮されており、漁場の美化への管理がされている。